

議案第七十九号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

次のとおり特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年九月二十一日



三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾参年九月露八日 原案可決

三朝町条例第 号

三朝町議会議長

矢田秀雄

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例

第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中

選挙長	二二〇〇円以内
投票管理者	・
開票管理者	・
投票立会人	一、〇〇〇円以内
開票立会人	・
選挙立会人	・

を

選挙長	三、〇〇〇円
投票管理者	一、五〇〇円
開票管理者	一、五〇〇円
投票立会人	一、二〇〇円
開票立会人	一、二〇〇円
選挙立会人	一、二〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月七日執行の参議院議員通常選挙から適用する。